

# 避難確保計画

本項目については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条第1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ (児童が**在校時の津波**を想定)

## 緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)より

津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」(平成23年12月)

- ・ 緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡
- ・ 大きな声での確な指示：「頭部の保護」「机の下への避難」「机の足を持つ」「その場を動かない」

## 地震発生

- ・ 大きな声での確な指示：  
「頭部の保護」  
「机の下への避難」  
「机の足を持つ」「その場を動かない」

### STEP 1 児童生徒等の安全確保

大きな揺れが収まったら、即座に津波に関する情報収集情報をもとに、校長が避難の判断・指示

## 津波発生

里浦海岸における第1波到達時間 48分 0.2m  
里浦海岸における最大波 64分 6m  
(里浦海岸：H24.10.31 徳島県津波浸水想定による)

### STEP 2 避難

- ・ 至急高い場所(校舎3階)に全校避難
- ・ 大きな声での確に指示する。  
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない、ちかよらない」
- ・ 避難誘導、負傷者搬送など

### STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・ 児童生徒等の安否確認
- ・ 負傷者の確認と応急処置

### STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・ 消防、警察、警備保障への連絡
- ・ 緊急を要する児童生徒の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・ 児童生徒の不安に対する対処
- ・ 校舎等の被害の状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・ 情報収集 ・ 教育委員会への連絡
- ・ マスコミ等及び保護者への対応 ・ 避難所運営支援

### STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

- ・ 地震・津波発生時の対応について、学校と保護者の間で共通理解を図っておく。
- ・ 対応決定後、保護者へ連絡する。
- ・ 大災害の場合、原則保護者に避難場所に来てもらい、引き渡す。  
(大津波警報・津波警報発令時は、原則帰さない)

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
ラジオ・テレビ・インターネット	職員室・視聴覚室	教頭・教務主任
防災無線	大津中央公民館	教頭・公民館長

**【避難場所】** 第1次・・・大津西小学校 運動場  
 第2次・・・大津西小学校 校舎3階  
 第3次・・・大津西小学校 北側 勝福寺境内

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE1	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震が発生</li> <li>津波の「危険は無し」の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の揺れが収まったら、建物倒壊の恐れのない運動場へ一斉避難をする。</li> <li>建物内の危険や余震の有無を確認する。</li> <li>危険のない場合は、体育館や校舎に戻り、教育活動を再開する。</li> </ul>
CASE2	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震が発生</li> <li>津波の恐れあり「津波の高さ 5メートル以下」の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の揺れが収まったら、建物倒壊の恐れのない運動場へ一斉避難をする。</li> <li>建物内の危険や余震の有無を確認し、すみやかに校舎3階へ一斉避難をする。</li> <li>正確な情報収集に努める。事態の変化に即時対応ができるように対策を立て、行動に移す。</li> </ul>
CASE3	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震が発生</li> <li>津波の恐れあり「津波の高さ 5メートル以上」の場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の揺れが収まったら、建物倒壊の恐れのない運動場へ一斉避難をする。</li> <li>学校の北側の勝福寺の高台周辺の安全を確認した上で、津波の到達時間までに一斉避難をする。  <b>※P 14 および「河川はん濫時の対応」頁の避難経路 参照</b></li> <li>児童名簿や引き渡しカード等を必ず携帯する。</li> <li>正確な情報収集に努め、事態の変化に即時対応ができるように対策を立て、行動に移す。</li> </ul>

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出しを検討する重要書類と保管場所

品名	保管場所	担当者
沿革史	(原則) 校長室金庫内保管	教頭
指導要録 等	(原則) 校長室金庫内保管	教務
児童名簿・引き渡しカード等	【持ち出し】 職員室戸棚	教頭

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

連絡責任者（ 教頭 左海 久 ）				
連絡先	電話	FAX	E-mail	備考
鳴門市教育委員会	6 8 6 - 8 8 0 2	6 8 6 - 8 7 9 3		
鳴門警察署	6 8 5 - 0 1 1 0	6 8 5 - 0 1 3 5		
木津交番	6 8 6 - 1 2 1 7			
鳴門消防署	6 8 5 - 2 0 0 9	6 8 5 - 4 3 1 3		
市災害対策本部・ 大津支部	6 8 4 - 1 2 3 8			
ALSOK	6 2 5 - 1 1 3 4	6 5 2 - 2 6 8 1		

カ 保護者への引き渡しについて

下校の判断基準について

- ・下校時の安全が確保されない場合は、原則、学校に待機させる。保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等と共に学校（安全な避難場所）に留まることや避難行動を促す。（沿岸部では大津波警報・津波警報発表時は原則、帰さない。）
- ・下記の情報を確認し、児童生徒等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報・大津波警報の有無</li> <li>・二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無</li> <li>・「避難勧告」「避難指示」発令の有無</li> <li>・通学路の安全状況の確認</li> <li>・児童生徒等の帰宅先及び帰宅後の状況（家庭で一人にならないか）</li> <li>・児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認</li> </ul>
--

保護者への児童生徒等の引き渡し（下校の判断基準 により安全が確認された後）

判断責任者氏名： 仁木 博史（左海 久） 担当者氏名： 左海 久（武田 栄治）	
連絡方法	
・手順	保護者 地域別携帯連絡メール
連絡が取れない場合の対応	学校玄関 体育館入り口へ掲示

<p><b>教職員</b> 保護者連絡班</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。（電話、電子メール、学校のホームページに掲載、地域の有線放送等にて） （連絡例） ①児童生徒等は全員無事、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">避難場所名</span>へ避難し待機中 ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。 （津波が想定される沿岸部の地域の場合） ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。 （危険な場合は無理をしないこと）</li> </ul> <p><b>※電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しの際の連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底をしておく。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大災害の場合に学校から避難する際の避難場所</li> <li>・児童生徒等は、保護者と連絡がとれるまで下校させないこと （連絡方法例）○電話・メールにて連絡する。</li> </ul>
------------------------------	--

○学校のホームページに掲載する。  
 ○市町村役場等に避難状況を掲示して、知らせる。  
 ○学校の玄関等に避難状況を掲示して、知らせる。  
 など

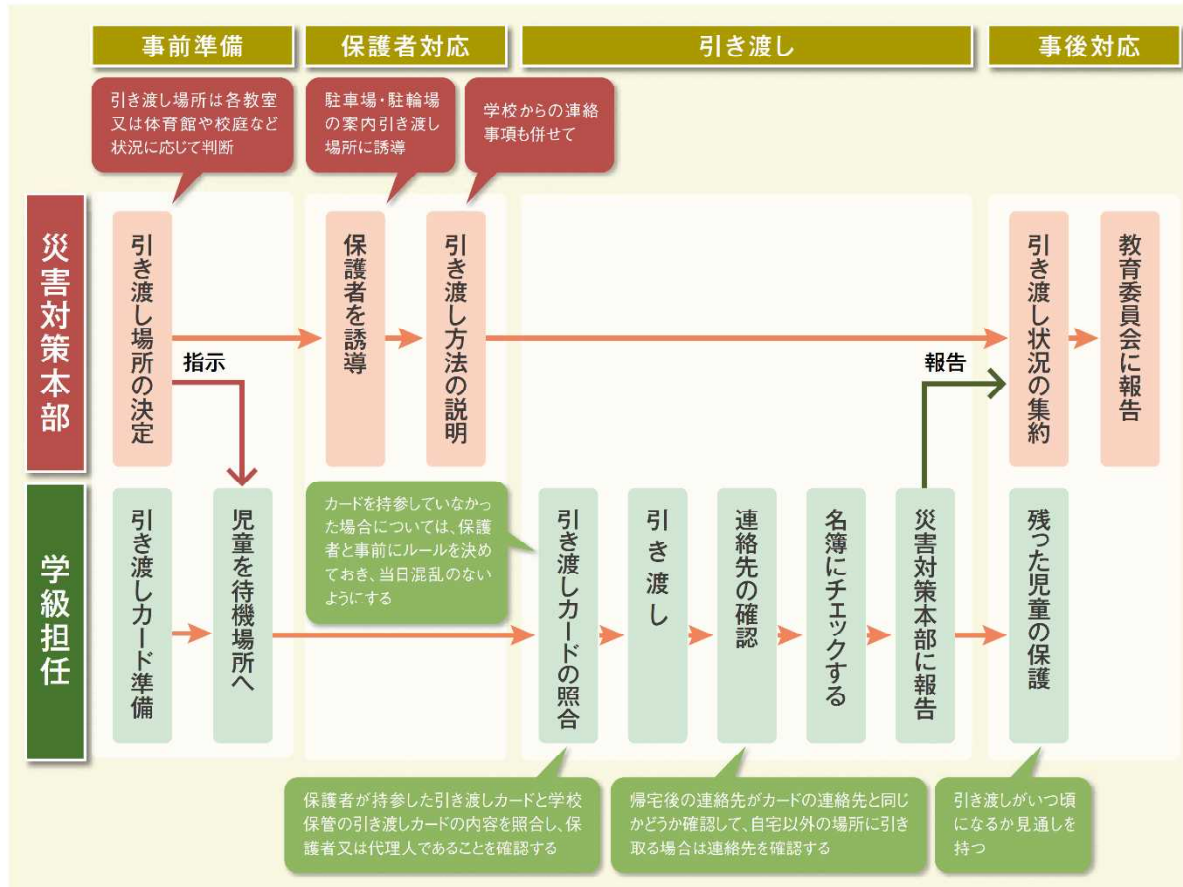
- ・保護者は、危険を冒して迎えにこないこと
- ・保護者が迎えにきた場合は、「下校の判断基準」にもとづき安全が確認されたら、**引き渡しカード**等を活用し、児童生徒等を保護者に引き渡す。同時に、翌日以降の登校に関する連絡も行う。  
 (連絡例) ①翌日は〇〇時に登校してください。午前中授業とします。  
 ②明日は臨時休業とします。登校する日時は、後日保護者の方に連絡します。
- ・保護者と連絡が取れない児童生徒等は、学校（安全な避難場所）で待機させる。
- ・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。（電話、メール等）  
 (家庭で子どもだけになることはないか)

### 児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者： 校長	担当者： 教頭
---------------	---------

- ・ 体育館に学級別に集合をし、引き渡しカードと照合して、引き渡し者にサインをもらうこと。
- ・ きょうだい関係を把握し、確実に引き渡す。
- ・ 引き渡し完了後、学級担任は教頭に報告する。

### ■ 校内における引き渡しの手順



キ 児童が在校時以外の対応

<p>登下校時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校に近い場所の場合は登校させ、学校で安全を確保する。</li> <li>・ 自宅に近い場合は自宅に戻るか、自宅近くの安全な場所（家族で話し合いをして避難場所としているところ）へ行くようにさせる。</li> <li>・ 学校は、関係機関と連絡を取っておく。</li> </ul>
<p>学校外の諸活動時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅近くの安全な場所（家族で話し合いをして避難場所としているところ）へ行くようにさせる。</li> <li>・ 学校は、関係機関と連絡を取っておく。</li> </ul>
<p>在宅時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅近くの安全な場所（家族で話し合いをして避難場所としているところ）へ行くようにさせる。</li> <li>・ 学校は、関係機関と連絡を取っておく。</li> </ul>

